

平成 30 年 5 月 21 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
 (本社事務所 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 16 番 3 号)  
 会 社 名 GMO アドパートナーズ株式会社  
 代 表 者 代表取締役社長 橋 口 誠  
 (コード番号 4784 JASDAQ)  
 問い合わせ先 常務取締役 菅 谷 俊 彦  
 T E L 03-5728-7900  
 U R L <https://www.gmo-ap.jp/>

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに平成 30 年 3 月 18 日開催の当社第 19 期定時株主総会の決議に基づき、当社取締役・従業員および当社連結子会社の取締役・従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、およびその発行内容につき具体的な内容を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役・従業員および当社連結子会社の取締役・従業員に対して、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権の割当対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	7 人	434 個
当社従業員	14 人	504 個
当社連結子会社取締役	9 人	529 個
当社連結子会社従業員	94 人	3,225 個
合計	124 人	4,692 個

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式 469,200 株とし、新株予約権 1 個当たり 100 株と

する。

ただし、付与株式数は、新株予約権を割当ての日（以下、「割当日」という）の後、当社が普通株式の分割、または、普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、当社は、株式無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができる。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

4,692 個

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成 32 年6月9日～平成 37 年5月 20 日

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。なお、「時価」とは、普通株式の発行ま

たは処分に係る払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役もしくは従業員または当社連結子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとする。
- ③ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約または株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

#### (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(12) 新株予約権の割当日

平成 30 年 6 月 8 日

(13) 新株予約権の行使により生じる 1 株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 支配株主等との取引に関する事項

本件ストックオプションの発行は、当社代表取締役社長橋口誠および当社取締役副社長堀内敏明が当社の支配株主である GMO インターネット株式会社の取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当します。

(1) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社が平成 30 年 3 月 30 日に開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりであり、本ストックオプションの発行は本指針に基づき決定しております。

「GMO アドホールディングス株式会社は当社の議決権の 46.29%を所有することになる親会社および筆頭株主であり、また同社は GMO インターネット株式会社の子会社であるため、GMO インターネット株式会社は当社議決権の 46.29%を間接所有、9.45%を直接所有する親会社となります。当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しております。

また、当社の事業展開は、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、常勤取締役を中心とする経営陣が、独自に意思決定をして実行しております。また、親会社との営業取引における依存度は高くは無く、その多くは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。」

## (2) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則ならびに手続きに従い、当社株主総会および当社取締役会の決定を経て実施するものです。また、本件ストックオプションの発行内容および条件等についても、上記「2. 新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであると判断しております。

なお、本件ストックオプションの発行にかかる取締役会決議およびその審議の過程において、上記両名は参加していません。

## (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の概要

本件ストックオプションの発行については、平成 30 年 5 月 17 日に支配株主との間に利害関係を有しない第三者である熊谷・田中・津田法律事務所の熊谷貴之弁護士より、下記のとおり少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。なお、下記文章は意見書を転載しているため、一部記載を修正しております。

2018 年 6 月 8 日付けで発行される GMO アドパートナーズ株式会社第 6 回新株予約権(ストックオプション)(以下「本ストックオプション」といいます。)の発行及び割当の内容並びに手続きは、以下に記載のとおり、少数株主にとって不利益なものでないと認められます。

- ① 本ストックオプションは、2018 年 3 月 18 日開催の GMO アドパートナーズ株式会社 第 19 期定時株主総会において承認可決された第 5 号議案に基づき発行されており、以下の諸点が認められます。
  - イ) 本ストックオプションの発行目的は、付与対象者の GMO アドパートナーズ株式会社の業績拡大への士気向上にあり、その業績に好ましい影響を及ぼすものと考えられるところから、正当性があると考えられます。
  - ロ) 本ストックオプションの行使は、GMO アドパートナーズ株式会社の業績が向上することを条件としていることから、上記の目的を達成するための手段として合理性があると考えられます。
  - ハ) 業績の拡大に向けた手段、士気向上の方法は他にも考えられますが、本ストックオプションの付与は、一般的なインセンティブ目的の手段として不合理なものではありません。
  - ニ) 本ストックオプションの発行は、2016 年 3 月 20 日開催の GMO アドパートナーズ株式会社第 17 期定時株主総会において承認可決された第 4 号議案に基づく取締役の報酬総額を上回るものでなく、法令又は定款に違反するものではありません。
- ② 本ストックオプションの発行価額及び行使価額は、以下のとおり、合理的な方法により決定されています。

- イ) 本ストックオプションの発行価額は、無償とする有利発行手続きにつき上記貴社定時株主総会決議を得ていること、及びその行使価額は、東京証券取引所における GMO アドパートナーズ株式会社株価を基礎として決定されており、公正かつ妥当なものと認められます。
  - ロ) 本ストックオプションは、上記目的の達成手段として実効性のある設計となっており、これによる GMO アドパートナーズ株式会社の既存株主が有する株式の希薄化は、極めて限定的なものと同断されます。
- ③ GMO アドパートナーズ株式会社の取締役であって、かつ、GMO アドパートナーズ株式会社の支配株主であるGMOインターネット株式会社の取締役を兼務している橋口誠氏及び堀内敏明氏に対する発行及び割当は、上記理由及び本ストックオプションの発行内容及び割当内容から、一般的な新株予約権の付与に係る条件を逸脱するものではありません。

以上